

令和 6 年横審第 5 0 号

裁 決

モーターボート A 乗揚事件

5 受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

10 本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

15 受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 6 年 6 月 1 7 日 1 0 時 4 5 分

20 愛知県日間賀島東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボート A

総 ト ン 数 1 6 トン

登 録 長 1 1 . 9 5 メートル

25 機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 5 5 9 キロワット

### 3 事実の経過

Aは、操舵室を船体中央に配置し、その上部にフライングブリッジを備え、2機2軸2舵を有するFRP製小型兼用船で、フライングブリッジ前面中央に操縦ハンドルを配した操縦席が設置され、同ハンドル両舷側に各機関遠隔操縦レバー、操縦ハンドル前方右舷側にGPSプロッター、同左舷側に計器盤をそれぞれ装備し、同盤上にGPS機能を備えたアプリケーションソフトウェアを起動させたタブレット型端末を置いた状態で、a受審人が単独で乗り組み、航走による船底付着物除去等の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和6年6月17日10時05分愛知県大井漁港を発し、同県篠島西方沖合に向かった。

ところで、日間賀島東方沖合には、陸岸から約350メートルのところに内寺、約700メートルのところに大磯両干出浜及びその周囲に水深2メートル以下の浅所が拡延しており、大磯干出浜西端に北方位標識である尾張大磯灯標が設置されていた。

また、GPSプロッターは、電源を入れると、航海上の警告として、その表示が、航行支援を目的としているけれども海図と同等のものではなく、参考情報である旨が表示されてから起動するようになっており、使用時の画面表示モードに魚釣り用と航行用との2種類があつて、魚釣り用のモードでは、水深の深いところまで海底地形の詳細が表示されるものの、水深5メートル以浅の等深線が表示されず、航行用のモードでは、画面表示設定を変更して拡大表示させると、薄緑色に表示される干出浜及び青色の実線で2メートル及び5メートルの等深線をそれぞれ表示させることができる仕様となっており、航行中、設定された水深より浅いところへ至った場合、警報を発することができ、同モードとすれば内寺干出浜を表示させることができるものであった。

そして、a 受審人は、以前、英虞湾の所有地にAを係留しており、深谷水道を経由して三重県大王埼沖合に至って釣りを行っていたところ、同年3月から係留地を大井漁港に移し、以降、愛知県篠島西方沖合を航行して大王埼沖合に向かうようにしていて、日間賀島東方沖合を初めて航行したのが6月10日で、本件時が2回目であり、係留状態が続いて船底が汚れてきたことから、航行して付着物を取り除くことと修理したビルジポンプの作動確認を兼ねて発航したものの、内寺干出浜の存在等、日間賀島東方沖合の状況の詳細及びGPSプロッター使用時に航行用のモードとしないと、水深5メートル以浅の等深線及び浅所域が表示されないことを承知していなかった。

a 受審人は、GPSプロッターの画面表示を魚釣り用のモードに設定したまま作動させ、フライングブリッジの操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦にあたって師崎水道を南下し、10時20分篠島西方沖合に至り、反転するつもりでいたところ、予定航行経路の変更を思い立ち、篠島の東方沖合を北上し、日間賀島の北方沖合を経由して帰航することとした。

このとき、a 受審人は、内寺干出浜の存在を承知していなかったが、1週間前に日間賀島東方沖合を問題なく航行できており、その折にGPSプロッター画面で干出岩等を認めなかったもので、無難に航行できるものと思い、GPSプロッターの画面表示モードを変更して浅所等の有無を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

こうして、a 受審人は、篠島東方沖合を北上して日間賀島東方沖合に至り、10時44分半僅か前尾張大磯灯標から211度（真方位、以下同じ。）690メートルの地点で、針路を321度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行し、内寺干出浜に向首して接近する状況となり、10時45分

尾張大磯灯標から235度650メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同干出浜に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

5 乗揚の結果、プロペラシャフトの曲損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、日間賀島南西方沖合において、予定航行経路を変更する際、水路調査が不十分で、内寺干出浜に向首進行したことによって発生  
10 したものである。

a 受審人は、日間賀島南西方沖合において、予定航行経路を変更する場合、内寺干出浜の存在を承知していなかったのだから、GPSプロッターの画面表示モードを変更して浅所等の有無を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、1週間前に  
15 日間賀島東方沖合を問題なく航行できており、その折にGPSプロッター画面で干出岩等を認めなかったので、無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、内寺干出浜に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、  
20 同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

25 令和7年3月27日

横浜地方海難審判所

審判官 米 倉 毅